

名古屋市公報	平成30年12月 5日	第1286号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目次 ページ

規則

- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則
(住都・総務課) (第88号) 4
- 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期
 日を定める規則 (緑土・総務課) (第89号) 8
- 名古屋市久屋大通公園条例の一部の施行期日を定める規則
(住都・総務課) (第90号) 9

告示

- 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について
(緑土・東山総合公園管理課) (第681号) 10
- 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の
 指定の解除 (財政・税制課) (第682号) 11
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定につい
 て (環境・地域環境対策課) (第683号) 12
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ
 く形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第684号) 14
- 名古屋市大高赤塚土地区画整理組合の理事の住所変更の届出
(住都・市街地整備課) (第685号) 16
- 名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の定款の変更認可
(住都・市街地整備課) (第686号) 17
- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第687号) 18
- 名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理審議会委員の選挙
 における届出のあった候補者について (住都・緑都市整備事務所) (第688号) 19
- 名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理審議会委員選挙の
 無投票 (住都・緑都市整備事務所) (第689号) 20

公告

- 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告
(上下水・営業課) 21
- 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告
(上下水・営業課) 22

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第88号）

1 改正内容

- (1) 家賃の減免又は徴収猶予の基準に関して規定の整備を行います。（第13条関係）
- (2) 改良住宅等の収入超過者に対する家賃減額に関して規定の整備を行います。（第32条関係）
- (3) 市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に伴い、別表を改正します。（別表関係）

2 施行期日

平成31年 1月 1日から施行します。ただし、市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る使用手続等に関する規定は公布の日から、別表第 1 1公営住宅の表の改正規定及び別表第 3 1公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定は同年 2月 1日から施行します。

○ 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第89号）

1 内容

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第47号）のうち第18条の 3及び別表第 3の改正規定の施行期日を平成31年 1月 1日と定めるものです。

○ 名古屋市久屋大通公園条例の一部の施行期日を定める規則（第90号）

1 内容

名古屋市久屋大通公園条例（平成29年名古屋市条例第48号）の一部の施行期日を平成31年 1月 1日と定めるものです。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第88号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成9年名古屋市規則第114号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「減額した場合は、当該減額後」を「減額する場合は、当該減額前」に改め、「とする。以下この条」の次に「（第1項第2号アを除く。）」を加える。

第32条第1項中「条例第44条第1項から第3項までの規定の例により算出した額との差額又は同表」を「条例第44条第1項及び第2項の規定の例により算出した額（当該算出した額が公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第2条第4号の第2種公営住宅に係る旧法第12条又は第13条の規定による家賃決定の例により算出した額（以下「家賃限度額」という。）に住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第13条の2の規定により読み替えてその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正前の令

第6条の2第2項の表第2種公営住宅の項の中欄に定める区分に応じてそれぞれ下欄に定める倍率を乗じた額と家賃限度額との合算額を超えるときは、当該合算額)との差額又は次の表」に改める。

別表第1 1 公営住宅の表山田東荘の項中

「	を	」	「	に改	」
「	を	」	「	に改	」
「	を	」	「	に改	」

め、同表戸田荘の項中

「	を	」	「	に改める。	」
「	を	」	「	に改める。	」
「	を	」	「	に改める。	」

別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表山田東荘の項中

「	を	」	「	に改め、同表	」
「	を	」	「	に改め、同表	」
「	を	」	「	に改め、同表	」

戸田荘の項中

「	を	」	「	に改める。	」
「	を	」	「	に改める。	」
「	を	」	「	に改める。	」

で、841号から853号
まで、880号から934
号まで、936号から
956号まで、958号か
ら965号まで、977号
から985号まで及び
1001号から1146号まで

で、841号から853号
まで、880号から934
号まで、936号から
956号まで、958号か
ら965号まで、977号
から985号まで及び
1001号から1286号まで

」

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は公布の日から、別表第1 1 公営住宅の表の改正規定
及び別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定は同年2月1日
から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要
な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場
を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前において
も行うことができる。
- 3 施行日前にこの規則による改正前の名古屋市営住宅条例施行細則（以下「
旧規則」という。）第13条第1項（旧規則第30条第2項において読み替えて
準用する場合及び旧規則第32条第1項において読み替えて準用する場合を含
む。以下この項において同じ。）及び名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋
市条例第25号。以下「条例」という。）第32条（条例第43条において読み替
えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により家賃の
減額を受けている入居者（施行日以降引き続き旧規則第13条第1項の場合に
該当し、及び条例第32条の規定により家賃の減額を受けている入居者に限
る。）に対する家賃の減額の基準の適用については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧規則第32条第1項において読み替えて準用する旧規則第13条

第1項第4号の規定により家賃の減額を受けている入居者（条例第5条第1項第3号ア（ア）から（ウ）までに掲げる者のいずれかに該当し、かつ、その収入が158,000円を超え214,000円以下である場合であって、条例第45条第1項から第3項までの規定により算出した額と公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第2条第4号の第2種公営住宅に係る旧法第12条又は第13条の規定による家賃決定の例により算出した額との差額の減額を受けている入居者に限る。）（施行日以降引き続き旧規則第13条第1項第4号の場合に該当する入居者に限る。）に対する家賃の減額の基準の適用については、なお従前の例による。

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
をここに公布する。

平成30年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第89号

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を
定める規則

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第47号）中第18条の3及び別表第3の改正規定の施行期日は、平成31年1月1日とする。

名古屋市久屋大通公園条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第90号

名古屋市久屋大通公園条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市久屋大通公園条例（平成29年名古屋市条例第48号）中第3条から第8条まで、別表第1、別表第2及び附則第3項の規定の施行期日は、平成31年1月1日とする。

名古屋市告示第 681号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項及び第 3項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更します。

平成30年11月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 東山公園展望塔

- (1) 平成30年12月22日（土）から同月24日（月）までの供用時間について
「午前 9時から午後 9時まで」を「午前 9時から午後 9時30分まで」に変更します。
- (2) 平成30年12月25日（火）を供用する日に変更し、その供用時間を「午後 4時から午後 9時30分まで」とします。

2 展望塔前駐車場（東山公園）（有料公園施設として使用する場合を除く。）

- (1) 平成30年12月22日（土）から同月24日（月）までの供用時間について
「午後 5時から午後 9時30分まで」を「午後 5時から午後10時30分まで」に変更します。
- (2) 平成30年12月25日（火）を供用する日に変更し、その供用時間を「午後 3時30分から午後10時30分まで」とします。

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 682 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
の解除

次の者に対して支出する寄附金については、名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する要件に該当しなくなったため、個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金としての指定を解除します。

平成30年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

要件に該当しなくなった者の名称 (現在の名称)	要件に該当しなくなった者の所在地 (現在の所在地)	要件に該当しなくなった日
財団法人明治村 (公益財団法人明治村)	名古屋市中村区名駅一丁目2番4号名古屋鉄道株式会社内 (愛知県犬山市字内山1番地)	平成22年9月30日

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 683号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市瑞穂区須田町 209番 5の一部（詳細は、別紙のとおり）

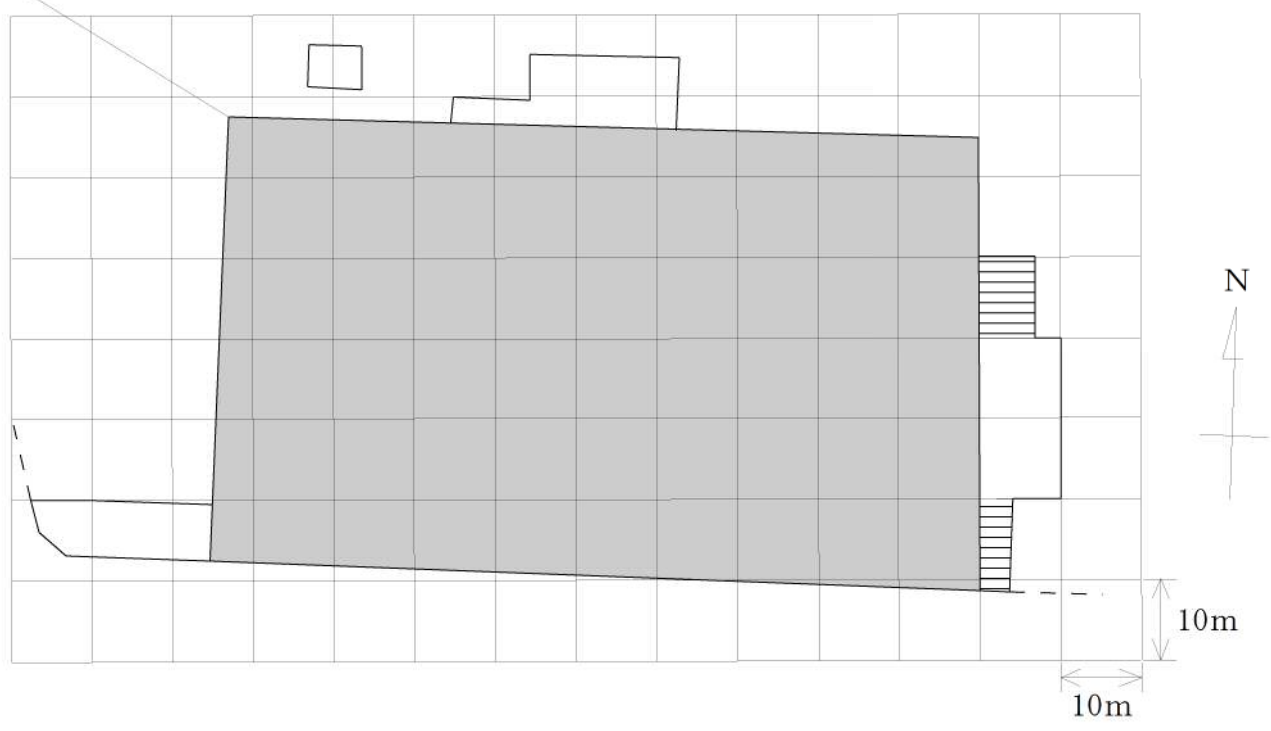
2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

瑞穂区須田町 209番 5

X座標：-95931.856、Y座標：-22805.776



凡例

白抜き：調査対象地 - - - ：筆の境界

≡≡≡ ：形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 684号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

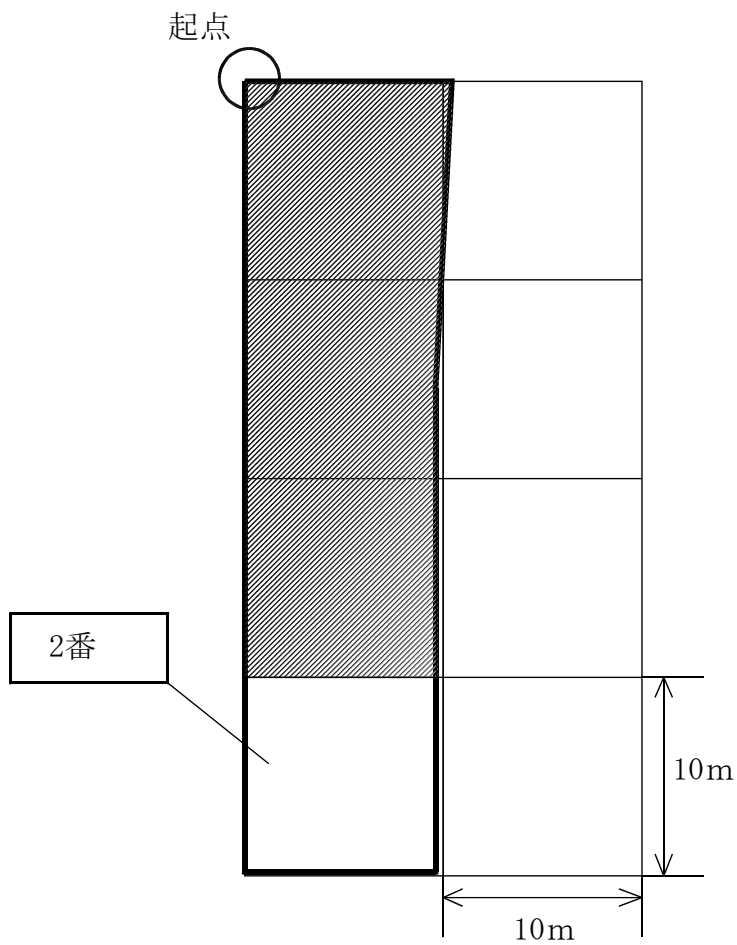
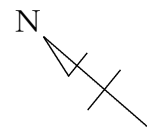
名古屋市昭和区小坂町 1丁目 2番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

昭和区小坂町 1丁目



凡例



: 調査対象地



: 形質変更時届出管理区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 685号

名古屋市大高赤塚土地区画整理組合の理事の住所変更の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市大高赤塚土地区画整理組合から、次のとおり理事の住所変更の届出がありました。

平成30年11月30日

名古屋市長 河 村 たかし

氏 名	変更前の住所	変更後の住所
下 村 善 信	名古屋市緑区大高町字赤塚 27番地の 9	名古屋市緑区大高台二丁目 1515番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 686号

名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

平成30年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木85番地の 118

3 設立認可の年月日

平成 7年 8月 7日

4 変更の内容

第 5条中「名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木85番地の 118」を「名古屋市緑区諸の木二丁目1801番地」に改める。

5 変更認可の年月日

平成30年11月30日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 687号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成30年 5月 9日 30指令住開指第32号	名古屋市名東区藤森一 丁目 286番	名古屋市名東区一社三丁 目 7番地 株式会社ユニホー 代表取締役 加藤公治
平成30年 6月13日 30指令住開指第59号	名古屋市守山区鳥羽見 一丁目 503番 1外 2筆	愛知県豊田市小坂町六丁 目52番地 5 株式会社テン・プランニ ング 代表取締役 榊原 点
平成30年 9月13日 30指令住開指第 118号	名古屋市緑区大高町字 寅新田86番	名古屋市緑区大高町字寅 新田90番地 柏工業株式会社 代表取締役 熊澤喜照

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 688号

名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理審議会委員の選挙における届出のあった候補者について

平成30年12月23日に執行する名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理審議会委員選挙につきまして、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届出のありました候補者は、次のとおりです。

平成30年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

宅地の所有者のうちから選挙される委員に立候補した者

氏 名	住 所
青山 仲幸	名古屋市緑区大高町字八幡13番地
木村 義男	名古屋市緑区大高町字町屋川73番地の 3
深谷 篤	名古屋市緑区大高町字町屋川61番地
山口 重明	名古屋市緑区大高町字町屋川56番地の 1
山口 了裕	名古屋市緑区大高町字鶴田 219番地の 1
山口 平八郎	名古屋市緑区大高町字北鶴田54・62番合筆地
山口 雅弘	名古屋市緑区大高町字八幡18番地の 1
山口 亮三	名古屋市緑区大高町字北鶴田28番地

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第 689号

名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理審議会委員選挙の無投票

平成30年12月23日に執行する名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理審議会委員選挙については、届出のありました候補者の数が選挙すべき委員の数を超えませんので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行いません。

平成30年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成30年11月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1437号	(株)クリーンライフ	元村 祐次	大阪府吹田市江坂町二丁目 6番10号	平成30年10月17日
第1438号	(株)タカオ設備	大屋 貴雄	三重県桑名市多度町多度 853番地	平成30年10月17日
第1439号	長谷川ガス(有)	長谷川 滋	愛知県海部郡大治町大字西條字大門先56番地	平成30年10月17日
第1440号	ミズノ設備	水野 宏一	名古屋市天白区福池二丁目62番地	平成30年10月17日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成30年11月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1440号	ミズノ設備	水野 宏一	名古屋市天白区福池 二丁目62番地	平成30年10月17日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業所の所在地の変更の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

平成30年11月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業所の所在地を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
第 281号	(株)稲熊水道	名古屋市天白区 植田西二丁目 407番地	名古屋市天白区 元植田三丁目 1404番地	平成30年10月 5日
第 415号	(株)稲葉工務店	名古屋市中村区 中島町一丁目68 番地 2	愛知県あま市甚 目寺郷中54番地 2	平成30年10月23日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課